

越前市中心市街地活性化協議会専門部会 設置規程

(目 的)

第1条 本規程は、越前市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第8条第2項の規程に基づき専門部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内 容)

第2条 協議会に次に掲げる専門部会を設置する。

- (1) まちなか居住推進部会
- (2) まちなか賑わい協働推進部会

2 前項の専門部会は、次に掲げる事項を中心に協議、又は調整を図るものとする。

- (1) まちなか居住推進部会

まちなか居住推進に関する事項、空家・空き地・空き店舗解消に関する事項 等

- (2) まちなか賑わい協働推進部会

まちなか回遊・観光推進に関する事項、商業活性化に関する事項、まちなか賑わい活動に関する事項 等

3 第1項に定める専門部会のほか、必要に応じて他の専門部会を設置することができる。

(委 員)

第3条 各専門部会の委員は協議会会長が選任する。

2 各専門部会に部会長、副部会長を各1名置き、部会員の中から選任する。

3 部会長は会務を総理し、副部会長はこれを補佐する。

4 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。

5 部会長は、専門部会において検討協議した事項について、協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第4条 各専門部会の事務は、協議会の事務局が行うものとする。

- <附 則>
1. この規程は、平成19年7月6日から施行する。
 2. この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が協議会会長と協議の上別に定める。
 3. この規程は、平成24年3月12日から一部改定施行する。
 4. この規程は、平成25年6月4日から一部改定施行する。